

令和元年（行ウ）第24号 怠る事実の違法確認等請求事件

1 事件の概要

- (1) 提訴日 令和元年10月15日
- (2) 原告 浜松市北区 A外5名
- (3) 被告 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市長 鈴木 康友
- (4) 裁判所 静岡地方裁判所
- (5) 請求の趣旨

①被告が、立板川（図の区間①）の水路用地に関して、所有権保存登記手続を行わないことが違法であることを確認する。

②被告が、株式会社ミダックが設置する産業廃棄物最終処分場建設地における急傾斜地（図の区域②）の崩壊に関して、崩壊防止措置を怠ることが違法であることを確認する。

③被告が、立板川（図の区間①）の水路用地に関して、交換行為をし、又は譲渡行為をしてはならない。

④訴訟費用は、被告の負担とする。

- (6) 請求の原因

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分(中間処理・最終処分)などを業とする株式会社ミダックは、浜松市北区引佐町奥山1397番195外35筆に管理型最終処分場を建設する計画である。本件処分場の計画区域内には、立板川が北東から南西側に流下しており、廃棄物投入箇所を迂回するように河川の付替えをする計画である。

原告は、本件処分場予定地の前所有者である三嶽鉱山有限会社が採石のために掘り進めた結果、崩壊している箇所に立板川を付け替える計画となっており、不合理な内容となっていると主張。

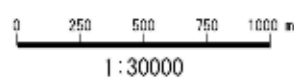
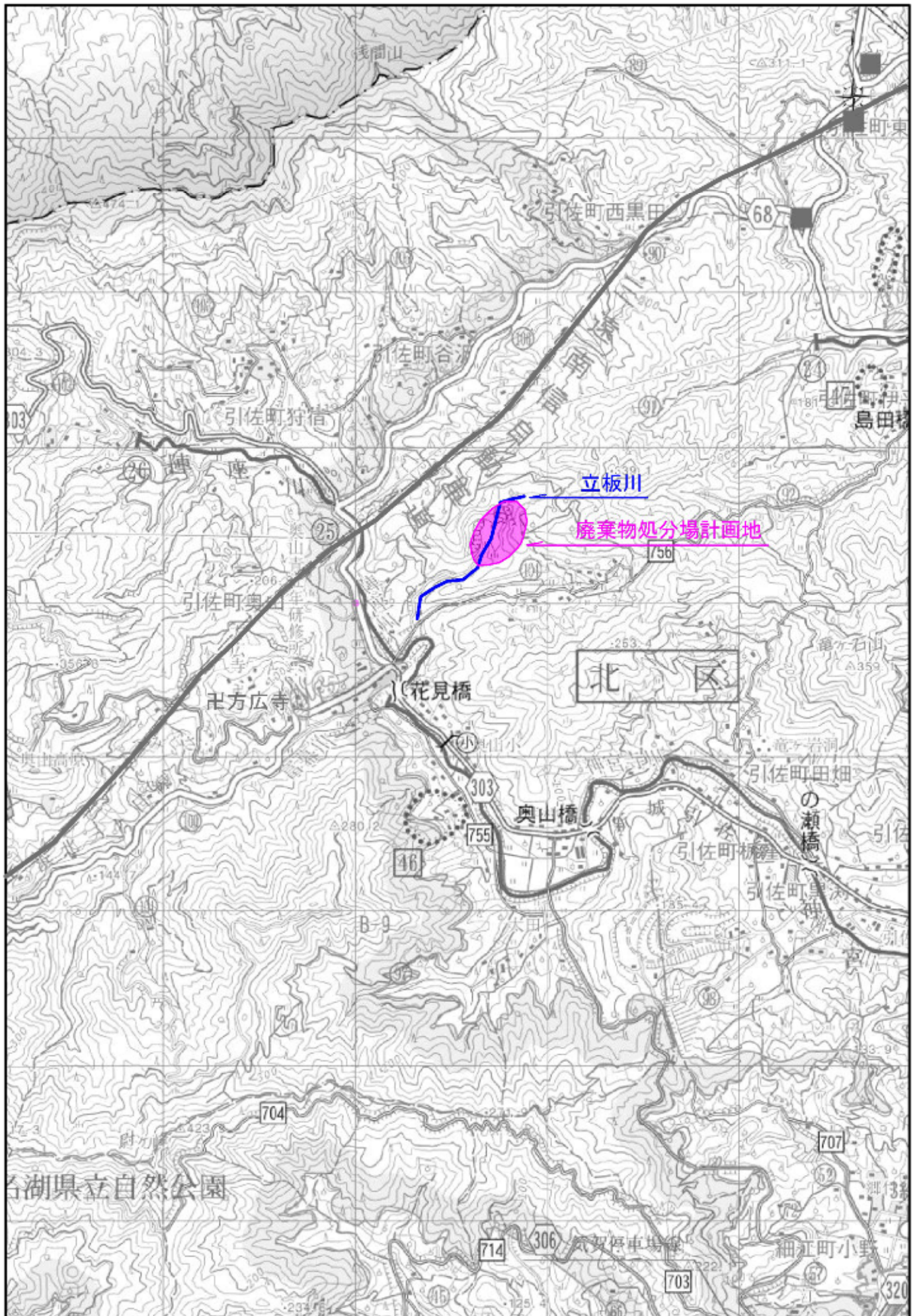
2 本訴に至る経緯

原告は同様の内容で令和元年7月29日付けで浜松市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、住民監査請求を行った。浜松市監査委員は令和元年9月18日付けでこの請求を却下及び棄却したため、原告は住民訴訟の提起に至ったものである。

3 口頭弁論期日

- (1) 期 日 令和2年3月6日
- (2) 出頭場所 静岡地方裁判所 第203号法廷

- 4 今後の対応 本市の訴訟代理人として弁護士を選任し、応訴する。



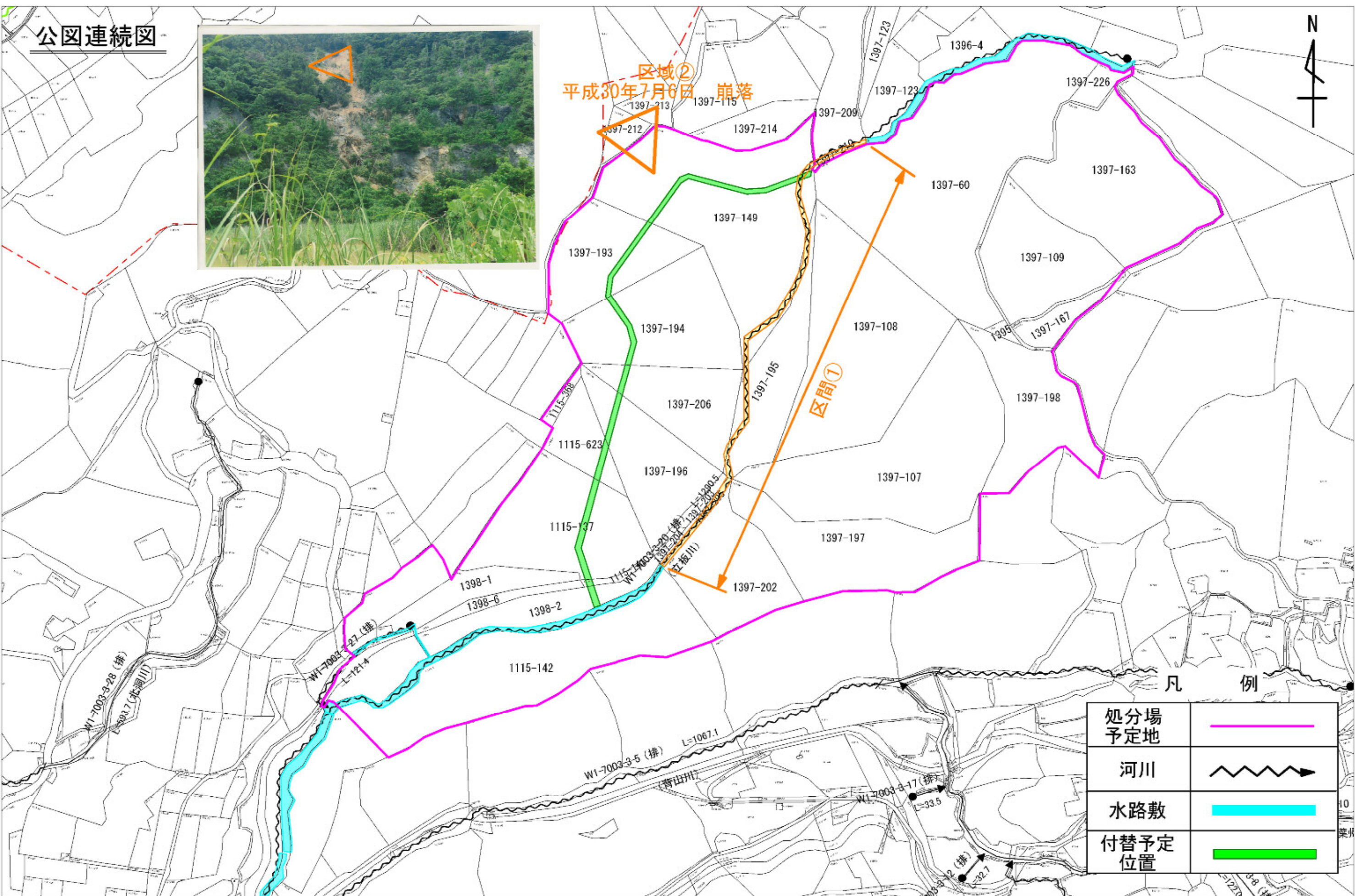
「この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、図例並行の2705千分の1地形図を使用したのである。(測図番号：18 巻、第 51 号)」

公図連続図



区域②
平成30年7月6日 崩落

区間①



凡例

処分場 予定地	
河川	
水路敷	
付替予定 位置	